

Ⅲ 公費負担手続について

この制度は、能美市議会議員選挙及び能美市長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、能美市が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

以下、各手続について説明します。

1 契約締結の届出

- (1) この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合は、その届出をしなければなりません。

◎選挙運動用自動車の使用・・・**選挙運動用自動車使用契約届出書**(P13, 14)

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択することになります。「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約でなければならず、ハイヤー等の雇上げ契約をいいます。

次の「その他の契約」とは、(ア)自動車の借入れ、(イ)燃料の購入、(ウ)運転手の雇用のそれぞれ個別の契約をいいます。「その他の契約」の場合は契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

いずれも各契約ごとに締結の届出をしてください。

◎ポスターの作成・・・ **選挙運動用ポスター作成契約届出書** (P15)

契約ごとに締結の届出をしてください。

◎ビラの作成・・・ **ビラ作成契約届出書** (P16)

契約ごとに締結の届出をしてください。

- (2) 契約書等(写)の添付 (P7～12)

公費負担の対象となるのは、有償契約に限ります。

各契約の届出には、契約書(写し)を添付してください。

なお、契約書の内容としては、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。契約書の見本を添付しましたので、参考にしてください。

(3) 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

2 確認申請

(1) 「自動車燃料代金」「ポスター作成枚数」及び「ビラ作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

◎自動車燃料代金…………… 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 (P17)

自動車の使用に関しては、燃料の購入を除き確認申請は不要です。

なお、記載方法については、様式の備考を参照してください。

◎ポスター作成枚数… 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (P18)

記載方法については、様式の備考を参照してください。

◎ビラ作成枚数…………… ビラ作成枚数確認申請書 (P19)

記載方法については、様式の備考を参照してください。

(2) 申請書の提出

申請に対して確認書を交付するため、申請書は、候補者またはその代理人が直接持参してください。

なお、この申請は、契約の届出をしたものに限られます。また、契約の相手（契約業者等）ごとに申請書を作成してください。

(3) この申請は、契約業者等ごとに行い、それぞれの申請には、すでに確認を受けた（又は確認申請中のもの）金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

(4) 確認書の交付…………… 選挙運動用自動車燃料代確認書 (P20)

選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (P21)

ビラ作成枚数確認書 (P22)

市選管は、確認後に確認書を交付しますので、この確認書を直ちに契約の相手方に渡してください。

3 証明書の交付

候補者が、自動車の使用、ポスターの作成及びビラの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約業者等に各1部を交付しなければなりません。

(1) 選挙運動用自動車の使用

◎ 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約）
……………**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）**（P23, 24）

◎ その他の契約

ア 自動車の借入れ…**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）**（P25, 26）

イ 燃料の購入……………**選挙運動用自動車使用証明書（燃料）**（P27）

ウ 運転手の雇用……………**選挙運動用自動車使用証明書（運転手）**（P28）

(2) ポスターの作成……………**選挙運動用ポスター作成証明書**（P29）

(3) ビラの作成……………**ビラ作成証明書**（P30）

(4) 証明書作成の要領

上記証明書は、契約ごとに作成してください。

記載内容については、各様式の裏面記載事項を参照してください。

(5) 候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が能美市に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

4 費用の請求

契約の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないこと（選挙会で正式決定される。）を確認のうえ、請求書を作成し、選挙管理委員会へ持参願います。

(1) 選挙運動用自動車の使用…

請求書	[運送事業者用]
-----	----------

 (P31)

請求書	自動車の使用
-----	--------

 (P33, 35, 37)

内訳書 ◎一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー等）

…

別紙 1	運送契約により使用した場合
------	---------------

 (P32)

◎その他の契約（レンタル等）

ア 自動車の借入…

別紙 2	自動車の借入れ
------	---------

 (P34)

イ 燃料代…

別紙 3	燃 料 代
------	-------

 (P36)

ウ 運転手…

別紙 4	運 転 手
------	-------

 (P38)

(2) ポスターの作成…

請求書	(ポスターの作成)
-----	-----------

 (P39)

内訳書…

別紙	(ポスター)
----	--------

 (P40)

(3) ビラの作成…

請求書	(ビラの作成)
-----	---------

 (P41)

内訳書…

別紙	(ビラ)
----	------

 (P42)

(4) 請求書の作成等

上記区分にしたがい、契約ごとに1部作成してください。

なお、作成要領は各様式備考を参照してください。

(5) 添付書類

請求書を提出するときは、候補者から交付される確認書（燃料代、ポスター作成及びビラの作成のみ）、証明書及び燃料にあつては給油伝票の写しを添付しなければなりません。

(6) 費用の請求は、選挙期日終了後速やかに行います。

(注意) 支払いは、口座振替により行いますので、請求書中の請求者（契約業者等）と振込み先銀行の口座名義とが一致していないと振込み不能となりますので、提出の際は今一度お確かめください。

契 約 書 見 本

既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、この場合、契約の内容（契約期間、契約数量、契約金額等）が明示されているなど、契約の一方の当事者たる候補者本人が、契約業者との間で有償による契約を締結したことが明らかにされていなければなりません。